

平成 2 4 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第3日）

12月14日（金曜日）午前10時00分 開 議
午後 0時16分 閉 会

○議事日程（第3号）

- | | | | |
|--------|--|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | 日程第 13 | 議案第144号 平成24年度赤平市一般会計補正予算 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 | 日程第 14 | 議案第145号 平成24年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第 3 | 一般質問
6. 北 市 勲 議員
7. 向 井 義 擴 議員 | 日程第 15 | 議案第146号 平成24年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 日程第 4 | 議案第135号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 16 | 議案第147号 平成24年度赤平市下水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第 5 | 議案第136号 赤平市税条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 17 | 議案第148号 平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算 |
| 日程第 6 | 議案第137号 赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 18 | 議案第149号 平成24年度赤平市介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第 7 | 議案第142号 赤平市防災会議条例及び赤平市災害対策本部条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 19 | 議案第150号 平成24年度赤平市水道事業会計補正予算 |
| 日程第 8 | 議案第138号 赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての委員長報告 | 日程第 20 | 議案第151号 平成24年度赤平市病院事業会計補正予算 |
| 日程第 9 | 議案第139号 赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告 | 日程第 21 | 議案第152号 赤平市議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第140号 赤平市都市公園条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 22 | 議案第153号 赤平市議会会議規則の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第141号 赤平市市営住宅条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 23 | 議案第154号 証人等のため出頭した者に対する費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 調査第 5号 市立病院病棟建替について | 日程第 24 | 議案第155号 人権擁護委員の推薦について |
| | | 日程第 25 | 意見案書第28号 中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書 |

日程第 2 6 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について

日程第 2 7 閉会中継続審査の議決について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 一般質問

6. 北 市 勲 議員

7. 向 井 義 擴 議員

日程第 4 議案第 1 3 5 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についての委員長報告

日程第 5 議案第 1 3 6 号 赤平市税条例の一部改正についての委員長報告

日程第 6 議案第 1 3 7 号 赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正についての委員長報告

日程第 7 議案第 1 4 2 号 赤平市防災会議条例及び赤平市災害対策本部条例の一部改正についての委員長報告

日程第 8 議案第 1 3 8 号 赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての委員長報告

日程第 9 議案第 1 3 9 号 赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告

日程第 1 0 議案第 1 4 0 号 赤平市都市公園条例の一部改正についての委員長報告

日程第 1 1 議案第 1 4 1 号 赤平市市営住宅条例の一部改正についての委員長報告

日程第 1 2 調査第 5 号 市立病院病棟建替について

日程第 1 3 議案第 1 4 4 号 平成 2 4 年度赤平市一般会計補正予算

日程第 1 4 議案第 1 4 5 号 平成 2 4 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算

日程第 1 5 議案第 1 4 6 号 平成 2 4 年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第 1 6 議案第 1 4 7 号 平成 2 4 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算

日程第 1 7 議案第 1 4 8 号 平成 2 4 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算

日程第 1 8 議案第 1 4 9 号 平成 2 4 年度赤平市介護保険特別会計補正予算

日程第 1 9 議案第 1 5 0 号 平成 2 4 年度赤平市水道事業会計補正予算

日程第 2 0 議案第 1 5 1 号 平成 2 4 年度赤平市病院事業会計補正予算

日程第 2 1 議案第 1 5 2 号 赤平市議会委員会条例の一部改正について

日程第 2 2 議案第 1 5 3 号 赤平市議会会議規則の一部改正について

日程第 2 3 議案第 1 5 4 号 証人等のため出頭した者に対する費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 2 4 議案第 1 5 5 号 人権擁護委員の推薦について

日程第 2 5 意見案書第 28 号 中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書

日程第 2 6 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について

日程第 2 7 閉会中継続審査の議決について

順序	議席番号	氏名	件名
6	9	北 市 勲	1. 平成 2 5 年度予算について 2. 潤いのあるまちづく

順序	議案番号	氏名	件名
			りについて 3. 地番整備について 4. 危険通学路について
7	6	向井 義擴	1. 農業体質強化基盤整備促進事業について 2. 水道の整備状況について

○出席議員

9名
 2番 五十嵐 美知 君
 3番 植 村 真美 君
 4番 竹 村 恵一 君
 5番 若 山 武信 君
 6番 向 井 義擴 君
 7番 太 田 常美 君
 8番 菊 島 好孝 君
 9番 北 市 勲 君
 10番 獅 畑 輝明 君

○欠席議員 0名

○欠 員 1名

1番

○説 明 員

市 長 高尾 弘明 君
 教育委員会委員長 山田 和裕 君
 職務代理者 小椋 克己 君
 監 査 委 員 小椋 克己 君
 選挙管理委員会 壽崎 光吉 君
 委 員 長
 農業委員会会長 野村 繁 君
 副 市 長 浅水 忠男 君
 総 務 課 長 町田 秀一 君

企画財政課長 伊藤 寿雄 君
 税 務 課 長 栗山 滋之 君
 市民生活課長 片山 敬康 君
 社会福祉課長 永川 郁郎 君
 介護健康推進課長 斉藤 幸英 君
 商工労政観光課長 伊藤 嘉悦 君
 農 政 課 長 菊島 美時 君
 建 設 課 長 熊谷 敦 君
 上下水道課長 横岡 孝一 君
 会 計 管 理 者 保田 隆二 君
 消 防 長 中村 高庸 君
 市立赤平総合病院 實吉 俊介 君
 事 務 長

教 育 教育長 多田 豊 君
 委員会

” 学校教育 相原 弘幸 君
 課 長

” 社会教育 吉村 春義 君
 課 長

監 査 事 務 局 長 下村 信磁 君

選挙管理委員会 井波 雅彦 君
 事 務 局 長

農 業 委 員 会 菊島 美時 君
 事 務 局 長

○本会議事務従事者

議 会 事務局長 大橋 一 君
 ” 総務議事 野呂 律子 君
 担当主幹
 ” 総務議事 伊藤 彰浩 君
 係 長

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、3番植村議員、7番太田議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第2号でございますが、市長から送付を受けた事件は2件であります。

委員長から送付を受けた事件は、9件であります。

議員から送付を受けた事件は、3件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、4件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序6、1、平成25年度予算について、2、潤いあるまちづくりについて、3、地番整備について、4、危険通学路について、議席番号9番、北市議員。

○9番(北市勲君) [登壇] 通告に従い、質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

大綱1、平成25年度予算について、①、第5次赤平市総合計画の考え方についてお尋ねをいたしたい

と思います。第5次赤平市総合計画は、赤平市の財政再建中の平成21年度よりスタートしました。大変厳しい財政状況の中で、多くもない予算を本年度も含め総額33億9,900万円ほどを基本計画の第1節から第5節に分けて予算を使っております。その内訳を見ますと、第1節のすこやかに安心して暮らせる社会づくりということでおおよそ2億7,000万円、全体の約8%、第2節の大地に根ざした産業づくりということでおおよそ2億5,000万円、約7%、第3節の生きる力を育む生涯学習社会づくりということで約5億4,000万円ほど、この比率は約16%、第4節のゆとりと潤いのある快適な生活を支えるということでおおよそ22億円、全体の65%と。第5節の語り合え行動のできる地域づくりということで約3,000万円ということで0.7%と、このような予算の執行になっております。これには本年度まだ終わっておりませんが、これを含めての数字でございます。特にこの中で第4節のゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょうとの計画にこの4年間道路整備事業だとか、それから公営住宅の整備事業、建替事業と、これ中心に65%、非常に高い比率で使われている。老朽化した住宅や傷んだ道路の補修等で使われる分については理解をいたしておりますが、バランスのとれた計画の遂行という意味ではちょっと気になる部分がございます。そこで、平成25年度はこの10年の計画の折り返し地点に当たります。次年度、これから予算編成に当たるわけですが、従来どおりの考えで進めていくのか、または別の考えあるのか、もしあればお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) 企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) お答えさせていただきます。

第5次赤平市総合計画が平成21年度からスタートいたしまして、ことしで4年目を迎えておりますが、分野別施策の5つの大綱別で示す事業費の割合につきましては議員が言われるとおりの数字でございます。議員が言われるとおりの数字でございますが、

仮に市税あるいは地方交付税、こういった自由度のある一般財源ベースで事業を予算化した平成22年度から24年度までの当初予算ベースで割合を計算いたしますと、第1節のすこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょうが60.67%と最も高く、第2節の大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょうが3.7%、第3節の生きる力を育む生涯学習をつくりましょうが10.65%、第4節のゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう、これが24.27%、第5節の人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう、これが0.71%という数値になります。このように事業費ベースでいくと、毎年計画的に公営住宅の建替事業や道路整備事業などを行っているため第4節の割合が突出して高くなりますし、また一般財源ベースでいくと福祉予算や病院への繰出金などによって第1節が突出する形となりまして、見方によって全く違った数字になるということで、なかなか金額的にバランスを判断することは難しいということをご理解いただきたいと思っております。しかし、数値的比較とは別にいたしまして、産業振興、少子化対策、住環境整備、この重点プロジェクトを中心にしつつもソフト事業を含めました全体的なバランスに配慮した施策の展開を今後も進めてまいりたいと考えております。

なお、総合計画の前期5年間の実施計画が示す事業につきましては、既に大半のものが実施済みであります。本年度に市長による課長を中心としたヒアリングを行いまして、一部未実施の事業について現状や課題を確認したところであります。また、平成25年度は実施計画の前期期間の最終年となっておりますので、来年度はまちの情勢変化を把握した上で平成26年度以降の5年間の後期計画等の策定作業に当たってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。

確かにただいま説明ありましたとおり自由度のあ

る一般財源ベースで見ればこの第1節が60.67%、一番高くなりますけれども、これはこれからの事業も含めた中で高くなる確率が高いということですが、それに比較して第2節の大地に根ざした産業をつくりましょうというところでは実質私どもの調べた数字よりも低いと。これは、ある意味で第5次赤平市総合計画が赤平市の活性化のためにどれだけ貢献できるのかということであったときにこの数字が非常に低い。私は、この辺がやはりバランスのとれていない部分だろうと思っています。私自身の希望とすれば、やはりこの辺の数字が上がってくれば赤平市の経済も活性化するかなと思っていますけれども、それについてどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） おっしゃられているとおり第2節の大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう、この部分の事業費的、金額的な部分で申しますと確かに低い比率となっております。ただ、ご承知のとおり本年度から企業促進条例等の対象事業の拡大、そして助成限度額の引き上げ、こういったものを行っておりますので、あくまでも実施主体は事業者でありますので、こういった助成制度を活用する段階においては市としての助成額がふえる、事業費の割合がふえるということになってまいりますので、こういったことも含めてこういった形で今後も引き続き企業の支援等を行えるか、これらについては十分考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。まだこの計画は半分しか、半分までいっていませんけれども、約半分の年数を過ぎています。残り半分、これは先ほど説明で26年度以降の後期の計画については新たに策定をしたいということなので、いずれにしてもこの第5次総合計画がバランスのいい計画が遂行されることを望む次第でございます。ぜひこれについて期待しておりますので、

よろしく願いをいたしたいと思います。

次に参ります。②の市民還元でございますが、赤平市は平成18年度からご存じのようにあかびらスクラムプラン、それから次に財政健全化計画、それからさらに財政健全化計画改訂版と策定し、赤平市の財政再生団体回避のために多くの市民に多大な負担もお願いしました。その負担の協力については、たびたび申し上げていますが、税金としては都市計画税、軽自動車税、固定資産税などがあります。また、使用料としては、保育料、上下水道料、体育施設の使用料と、こういうことで、さらに一番大きかったのが市職員の皆様方の給与の削減であります。これのおかげで赤平市は財政破綻を免れたと、回避ができた。23年度決算におきましても財政調整基金が13億5,000万ほどつくれたと。いつときは基金がゼロの時代もありました。これは、やはり皆さん方の協力によるものだ、このように思っております。

そこで、市民還元についてたびたび私もお願いしておりますけれども、くどいようですが、還元につきましては直接還元と間接還元という2つの方法あります。特に間接還元につきましては、いろいろと市の財政のやりくりの中で市民プールをつくったとか、あるいは町内会の謝金をふやしたとか、それからスキー授業の助成金をふやしたとかと、そういう部分がいわゆる間接の還元であろうと。もう一方の直接還元、これにつきましては本年度、24年度に軽自動車税の税率を下げてくれたと。これについては大変いい政策であり、私の知る限りでは多くの市民が喜ばれていると、そういうふうに思っておりますけれども、今議会で市職員の給与の削減率が復元といえますか、8%が戻るということで、これもある意味では直接還元であろうと。これについては異論を唱えるものではありませんが、しかし一方で市の職員の皆さん方にお返しするだけでいいのかという市民目線をやっぱり感じずにはおられないと。その辺を含めて今回これに出された、議案で出されたいきさつ等をよろしければ説明していただきたいと。これ市

民感情もある程度考慮しなければなかなか難しい問題もあるだろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 市民への直接的な還元とご質問でございますが、赤平市財政健全化計画の中で平成21年度から固定資産税の税率を1.5%から1.6%に引き上げるという予定がございましたが、財政再生団体入りを回避したことで取りやめたという経過もございます。また、議員が言われるとおり軽自動車税につきましては本年度から標準税率の1.5倍を1.2倍まで引き下げを実施させていただいております。しかし、平成18年度から税率を0.2%から0.3%に引き上げをさせていただきました都市計画税につきましては、いまだ継続されたままとなっておりますが、都市計画税を導入している道内の32市の税率の状況を見ますと0.3%が30市、0.2%が2市といった状況であること、またさらに目的税といった趣旨で見た場合に当市においては下水道整備事業や道路整備事業を初め都市計画税の税収を大幅に上回る事業を実施している現状でございます。一方、同じく都市計画税を導入しております道内32市の固定資産税の状況につきましては、25市が税率1.4%となっておりますが、当市は1.5%といった状況であります。こうした現状を踏まえまして、平成25年度から見直すべき税目、税率の引き下げの見直しに向け、現在検討を進めている状況でございます。

なお、今申し上げました市民への直接的な還元に関連する部分についてお話をさせていただきましたが、それ以外には間接的ということになるかもしれませんが、何といたっても皆さんで頑張っていたことによりまして市立病院の病棟建てかえに着手できる状況になった、これが当市にとっては最も大きな成果ではないかというふう感じております。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。

私は、今まで協力していただいた市民に対して何度か市民還元を議会でもお願いしてきましたし、たまたまことしは、たまたまといいますか、ことしはそうやって軽自動車税の税率の軽減があったと。今までそういうことでいただいている答弁としては、財政状況を見ながら検討するとの答弁をいただいております。それなりに私も理解をしておりました。今議会に提案された市職員の8%の還元については、やはり同時に何らかの市民向けの還元がないものかと、そういうことも多分議論されてきたと思いますけれども、しかしこれはある意味で、今まで市職員の皆さん方の給与最大30%削減から現在11%と。この大変大きな協力、それで財政破綻の回避ができたという、大きく寄与してくれたということについては誰もが認めております。大変大きく評価しております。そういう意味で、この市の職員の給与だけ戻すことが本当に市民に納得得られるかと。そういう意味で、ぜひいま一度一般市民に対する還元ということで考えをあればお聞きいたしたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 市民還元について私のほうからお答えいたします。

還元、還元ということが適切かどうかわかりませんが、私どもこれまで行財政改革やってきたのは、確かにほかと比較して例えば軽自動車税上げてきた。今申し上げました都市計画税なんかは、今は大体ほとんど同じですが、当時はやっぱり高かったということで、そういうほかと比較して若干高いものは少し財政が回復したので、戻すという、これは還元ということなのでしょうが、今まで他と比較して赤平が低いというのをやっぱり見直してあげたというものをそれでは財政が回復したらまた低くするののかという議論もございますし、私たちはそういう見直しと同時にやはり今までできなかったことをやるということもある意味では私は還元ということになるかと思っています。したがって、今まで財政難でできなかったことを少しずつやると、これも私は市民の皆

さん方にお返しをするということだと思います。今病棟改築のお話もございましたが、そのほかに消防の施設の本部含めた施設整備も順次行っておりますし、学校統廃合によって、さらに耐震化含めて、さらに1年1校舎で建てた学校が今順次設備がだめになってきています。大幅改修をしなければならない、そういう時期に来ています。加えてこの前のトンネル事故ではございませんが、かつてつくった公共施設がどんどん、どんどん老朽化をして、今市役所前舗装終わりましたが、このとおりでございまして、橋梁の長寿命化、住宅の長寿命化、公園の長寿命化、こういうまた新たな課題が出てきておまして、課題というのはどんどん、どんどん来るわけございまして、そういった意味で少しでもやはりそうした生活、社会資本を整備をしていくと、そういうこともようやく今までできなかったことも少しはできるようになってきた。私は、これは前進というふうに見ていいのではないのかと。したがって、行政改革でここがこうなったから単純にこうするかどうかというのは、それはそのときの状況を見ながら、何がいいのかということも十分やはり私は検討する必要がありますのではないかと思います。当時このやつを改正したから戻す、これが還元ということだけではなくて、そういうものもありますし、また先ほどお話があったように町内会活動は少しでも支援しようということで新たな助成制度を設けたり、さまざまなことで私どもとしては全体的な中で今まで我慢してきたこと、また新たな行政需要に積極的に対応しておると。きのうも公共事業のお話もございましたが、できるだけ来年度に向かって努力しよう、こういう決意も持っているわけです。したがって、個々にどうするというのもございしますが、全体的に赤平市をどうしていくかということが大きな課題でございますので、そうした中でやはり市民の皆さん方に喜んでいただけるような施策を全体的な中で私どもは進めてまいりたいということで、単純に還元、還元ということでございますが、還元ということもございしますが、新たなやはり取り組みも入ってくると

いうことを含めてひとつ広い観点からご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕市長さんの言われることはよくわかっていて聞いているのです。ただ、今回の議案提案されている職員給与、決して私も、先ほど申し上げました、異論を唱えていません。しかし、これは本当に市民目線から見れば、ではあなた方だけいいのかいという意見が出ないとも限らぬと私はちょっと危惧する部分です。いずれにしても、次年度の予算の中で間接還元、市長さんは間接還元のことをおっしゃったけれども、しかし実際に市民の立場からすればみずからの財布の中からお金は減っていくと。その辺のところをやっぱり、その辺の感覚はちょっと市民の方々と行政の方々のギャップでないのかなとも思っております。いずれにしても、これについてぜひ次年度の予算の中で考えるものであれば考えていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思いません。

次に進みます。大綱2の潤いのあるまちづくりについて、①、街路樹の現状と今後の対応についてお尋ねをいたします。ことしの秋の10月、赤平駅裏のこもれび通、多分ごらんになった方はたくさんおると思いますが、非常に紅葉がきれいでした。街路樹がきれいでした。あの街路樹のきれいなのが本来ならメインストリートにあるべきことなのです。赤平市の第5次総合計画の中にも第4節に心に潤いのある都市空間づくりと、こううたわれています。確かに公園緑地の整備だとか河畔の有効利用、遊休地の有効活用とうたっていますけれども、いわゆる潤いのある都市空間の中で一番身近な街路樹が今どんな状況になっているかと。皆さん改めて見てください。赤平のメインストリート、赤平橋から開鉦橋の間見ても、植樹ますが62個あります。実際に植えられている木は何本あるか。3本だけです。こんな情けないことありますか。これを行政が黙っていた

のかと私は不思議でならない。そこで、なぜこんなような状況になったのか。そして、かつては国道でした。今は道道です。いずれにしても、赤平市として、行政としてどのような支援をして、直そうとしたのか、なかったのか、この辺をぜひお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） お答えをさせていただきます。

市内にある街路樹の現状についてでございますが、国道、道道、市道それぞれ植樹ますに植えられた街路樹としましては、国道にはバイパスを含め7区間に桜やもみじなど6種類、約430本、道道には赤平滝川線などの4路線にカエデ、桜などを9種類、約5,600本、市道には豊通など5路線に約520本が植栽されております。また、そのほかに基線など植樹ます以外に植栽されているものも多くございます。市内中心部となる赤平橋から開鉦橋の間につきましては、先ほど言われましたとおり、62の植樹ますに対して3本という、そのような状況になっております。

街路樹には都市景観の形成、安らぎ、潤い、さらにヒートアイランド、CO₂削減などの効果がありますが、落ち葉、病虫害、倒木、落枝、見通しを遮ることによる安全上の問題や道路管理上の維持管理費などの多くの問題点もございます。特に沿線住民の方々には樹木による日陰、除雪の支障となることや落ち葉清掃など多くの負担を強いることとなってまいります。そのようなことから、道路管理者には枝払いや伐採に関する苦情、要望も多くあり、また道路敷という厳しい生育環境により枯れてしまったことなどにより市街地部分の街路樹は現状の状況になったものと思われまます。国道などは、加齢などにより植樹ますから樹木がなくなったものは補植することも検討できるとしてありますが、街路樹に対する要望、協力など地先の意向も前提となります。これまでも樹木や花の植栽に対する事業などは行っておりますが、近年では市道基線に桜の植栽、赤平公園では桜の補植や駐車場整備に伴い3種類の桜の木

の植栽なども実施しております。また、花の植栽についても以前よりは財政事情等により少なくはなりましたが、毎年コミュニティ広場周辺への植栽、商工会議所の事業による市街地幹線道路にプランターによる植栽、河川愛護団体による堤防、花壇の植栽なども行われております。市内中心部の街路樹の植栽については、緑の保全や都市景観、まちづくりの上からも果たす役割は重要であります、沿線住民の方に強いる負担等を初めとし、さまざまな問題点もありますことから、地元町内会等の意見も伺いながら十分検討をしなければならないものと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。今の答弁をお聞きしますと、昭和53年からということになっていますけれども、資料ではそうなっていますけれども、少なくともそこを起点にしても30年以上もたって何ら手を加えていなかったと。これは非常に残念なことだと思っておりますし、今も答弁の中に地元町内会等の意見も聞いて考えたというようなことをおっしゃいましたけれども、町内会なんか聞く必要ないのです、これ。なぜかと。皆さん方赤平市市民憲章をちょっと思い出してください。市民憲章の中にこういう一節があります。読んでみます。きれいな花と緑でまちをつつみましよう。赤平市は、南北に山があって、木もあります。これを言っているわけではないと思うのです。やはり私どもの身近なところで、こういった潤いのあるまちをつくりたいというのが市民憲章なのです。ですから、ここで今答弁にありました町内会の意見を伺いながらと、これ聞いて要らないよと言われたら、これは市民憲章を否定したことになります。これについてはいかがですか。市民憲章、昭和49年に制定されています。私ども赤平市民が総意でもって決めた憲章です。これを否定するようなことは絶対あってはなりません。そういう意味で今の答弁の中のそんなことしないで、やっぱり次に前に進むのだ

という意見のほうが私は必要でないかと思いますが、これについていかがですか。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 先ほどお答えいたしましたように街路樹の果たす役割は大変重要であります。市内中心部となる先ほどの説明した区間、赤平橋から開鉾橋の間につきましては、道路管理者が国道と道道等になっておりますので、各道路管理者とも協議しながら街路樹のあり方について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 やっぱり前向きで考えていただきたいのです。実は、私ども住んでいる文京町でも、豊通というのですか、Aコープの前もかつては街路樹があったのです。今一本もありません。それから、文京町の交番から豊栄町に抜ける豊橋のところの両側にアカシアの木が立っていました、何本も、何十本もです。今豊栄町向かって左側に3本、橋渡った豊栄町側に2本と、これもこんな状況になっています。私もよく剪定する作業を見ているのですけれども、剪定作業もあれだけ木も切られたら生きていられないだろうぐらい切っています。この辺も含めて、やはりもっと大事にすると。まちに緑があることの必要性というのは、やはり我々考えなければならぬと、そう思っていますので、ぜひこの辺のところ、先ほど市民憲章も申し上げました。要は赤平市はどうするかでいいのです、これは。前向きにいくのだということを出せば済む話なのです。ですから、先ほどの話でも道路の管理者のほうからもある程度のバックアップはいただけそうなので、ぜひ木を植えて潤いのあるまちづくりをしていただきたいと。赤平市は、木もカエデと決めています。決めているにもかかわらずアカシアを植えたり、柳を植えたり、プラタナスを植えていると。こんな統一性のない話ではおかしいのです、やっぱり。赤平市は、カエデをしっかりと守っていかなければならないと。これは、我々市民が決めたのです。ここを

やっぱり念頭に置いて、ぜひ潤いのまちづくりを進めていただきたいと、このように思っております。ひとつよろしく願いをいたします。

大綱3、地番整備について、①、字赤平及び字豊里の地番整備についてお尋ねをいたします。現在赤平市内には住友地区と、それから豊丘地区、この2つにいわゆる通称名と正式名称と2つの住所が存在していると。私も赤平市民にとっては非常にわかりづらい。住友の例を出しますと、字赤平500番地から600番地なのです。だけれども、通称名称というのは17町名までなのです。寿町から始まって日の出町まで。我々を実際わかりません。これを長い間整備されていなかったと。これについてぜひその辺のところを過去の経過も含めて説明いただきたいと、こう思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 今ご質問の字赤平及び字豊里の地番整備につきましてお答えさせていただきたいというふうに思います。

地番の整備につきましては、複雑でわかりづらい地区名の解消を図るといたしまして、昭和56年の4月から61年の3月までの5カ年事業といたしまして全市的規模で地番の整備を行ってございますが、住友地区や赤間一、三区は社有地ということもありまして、今後の推移を見守るとして当時は含めなかったものでございます。その後、地番の整備事業には大変大きな財政負担が伴いますことや戸籍等の公簿類の書きかえなど作業が膨大でございまして、また住友地区の住宅の建てかえや空知炭砒跡地問題、このことがございましたことから、これまで検討課題となってきたものでございます。

お話のとおり字名を使うよりむしろ通称名のほうが生活に密着しており、わかりやすく、その必要性は十分理解してございますが、先ほども申し上げましたとおり事業には多額の費用がかかり、その作業も膨大で、事業を進めるための職員配置など体制も必要となってきます。今のところ今後の課題とさせ

ていただきまして、実施する際には地域の実情や自治活動を考慮いたしまして、地域の意向を十分反映させ事業を進めてまいりたいと考えますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 時間と費用がかかるということで、待っていただきたいという話ですけれども、ちょっとお伺いしましたら郵便配達の方もわからないというのあるらしいです、話を伺うと。本来ならきちっと町名を把握して、住宅地を確定しなければならぬ職業の人たちでさえもわかりづらいと。そういうことで、できれば早急に直していただきたいし、先ほども申し上げましたように費用と時間がかかるということであれば、なるべく早い時期に整備されることを期待いたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次、大綱4に参ります。危険通学路について、①、市内危険通学路の現状とその対応についてお尋ねをいたします。ことし4月に京都府内において10人の小学生が乗用車にはねられて死傷した事故が発生したと。このときに通学路の整備は一体どうなっているのだろうということで文科省が全国の都道府県に対して、教育委員会に対して調べさせたということで、結果的には危険な箇所が6万カ所あると。それは、車道と歩道の分離がされていない、あるいは横断歩道がないということで約6万カ所と。北海道、道教委も指示を受けたので、早速各市町村教育委員会にどうなっているのだということで問い合わせもあつたと思いますが、北海道は横断歩道や歩道の整備が必要な地点というのが約1,211カ所あると、このように実はこれ道議会でも公表されました。そこで、赤平市内における現状はどうなっているのかと。道教委に報告された地点は4カ所と聞いておりますけれども、この辺についてどの辺であり、どのような対応をとられたかぜひ聞かせていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） お答えさせていた

だきます。

お尋ねの本年調査いたしました通学路の安全点検状況でありますけれども、危険箇所としまして市内で4カ所の報告を受けております。内訳は、東文京町の緑橋の柵の高さ、住友の山手、平和台の平和橋付近の無歩道部分と、それと住友地区から赤平山に通じる踏切手前の道路の片側無歩道であるということ、それから豊里地区の除雪状況ということで4カ所ということであります。

対応の状況といたしましては、緑橋については柵の設置をしております。それと、平和橋の付近の歩道については、道路改良工事によって歩道の設置をします。住友地区の踏切付近については、歩道のある側に通学路を指定しているということ、それと豊里地区については道路管理者に申し入れを行うことで、4カ所とも対策済みとなっているところであります。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま4カ所、これが道教委に報告されたところであるというように理解しておりますけれども、通学路というのは玄関出れば全部通学路なのですけれども、少なくとも一番学童の通るという意味での通学路というのは玄関からではないのですけれども、いずれにしても私が見る限りまだ赤平には危険と言われる箇所があるのでないかということでちょっと歩いてみました。

そうすると、まず第1点が茂尻地区です。線路の南側といいますか、新町、栄町から踏切を越えて通ってくる小学生のあの踏切前後、あそこは歩道もありません。それから、豊里、宮下町から豊里小学校に通われるあれも踏切あります、あの辺。それから、もう一カ所、実はきのうも同僚議員から質問あった緑橋のいわゆる北側といいますか、赤平高等学校の横から赤中までの通り、この3カ所、踏切を含めて3カ所やっぱ私は問題あるのでないかと。これについては、市教委としてどのような対策とっておられるのか。少なくともあそこの赤平高等学校の横か

ら赤中の横まで通る通学路については、確かに通学路という看板も上がっていますし、大型車両の進入もされないようになっている。それから、制限速度も30キロとなっております。それなりの対策はとられているけれども、この12月に入って、雪が降ると全く車両が交差できないと。こんな狭いところを子供たちは歩いていると。こんなことで、事故が起きなければいいなと思いながらちょっと調べさせてもらいました。そういうことで、この3カ所について赤平市教育委員会としてはどのような対策をとって、どのような指導をしているのか、この辺のところを教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 踏切についてですけれども、赤平の地理的な特性上踏切が多く、今ご指摘のあった以外にも通学路であるということもあります。当然若干の危険はどうしても伴いますが、ご指摘のようにこの通学路になっている箇所、先ほどの住友地区については児童に対しては歩道側を通行するように指導しておりますし、その他の箇所でもありますけれども、歩道はないのですけれども、比較的車両の通行量が多くないということもありますので、しかし全ての道路が安全というわけでは絶対ありませんので、児童生徒には日ごろの交通安全の指導の中で注意喚起をしているなどの対応をとっているのが現状であります。

また、今もう一つ、赤平高校の裏の道路ということについては、緑橋から、道路の幅も狭くて見通しもよくないということで、これは以前からお話もあつたということ聞いておりますが、安全には当然特に注意を要する道路との認識は教育委員会として持っています。これについては、道路管理の部局でも同様の認識を持っておりますし、緑橋から赤中の裏を通って、いわゆる北1号の交差点前ではきのうの答弁でも検討ということでありましたけれども、それから先については幅員も狭く、拡幅用地もないということから、抜本的な改良にはなかなか至らな

いという現状であります。それで、考えられるその他の方策として、通学路の表示、カーブミラーも設置しております。また、大型車両の規制とか速度制限などで、用地だとか拡幅ができないけれども、それ以外の何とか可能な限りの安全策をとっていると考えております。

いずれにしても、どのような道路環境であっても事故の発生はこれはあり得るといようなことを認識しておりますので、今後とも通学路の安全確保に注意を払うとともに、児童生徒には引き続き日常の交通安全教育の徹底を図ってまいりたいと、そのように対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。私が見た限りの踏切については昔と違ってJRの電車といいますか、汽車の通行が前ほど多くないので、その辺の注意はできるかなと思いますけれども、実は最後の高等学校の横の道路は結構通行量が多いのです、車が。それで、あそこしか道がないと、道道を通ればいいと言うけれども、なかなか子供たちというのはやっぱり最短距離を行こうとする。それはやっぱり否定はできないなど。そういう意味で、子供たちの安全が第一です。そういう意味で、これからもぜひあそこの道路を特に気をつけて、交通安全の確保に努力していただきたいと、こういうふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の4点の質問は終わりますが、最初に申し上げました市長さんとちょっと意見も若干私と違いますけれども、しかし市民に協力をお願いした分については決して戻すのがだめだなんて思ってもいけないし、戻したっていいわけです、これは、はっきり言って。ただ、財政上それができないとなれば別ですけれども、しかしできるのであれば市民還元ということも、直接還元です、ぜひお願いしたいなと思っています。これから次年度の予算編成に入ると思いますけれども、十分その辺を考慮して、考えて

いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序7、1、農業体質強化基盤整備促進事業について、2、水道の整備状況について、議席番号6番、向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っておりますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

初めに、大綱の1の農業体質基盤強化整備促進事業についてお尋ねしたいと思います。1つ目には、赤平市における取り組みの経過ということでお聞きしたいと思いますけれども、23年10月に食と農林漁業の再生推進本部で決定された我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針行動計画において農地集積の加速化や農業の高付加価値化等によって我が国農業の体質を強化することを目指しています。このためには農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化、品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画の矮小、排水不良や農業用水の不足等の農業基盤の課題について迅速かつきめ細かく対応していく必要がありますとの目的で、自力施工等による農地区画の拡大や暗渠管設置といった簡易な二次的整備を定額助成によって推進するということでありまして、農林省は23年度の4次補正で800億、または24年度の補助事業で全国220億の予算でありましたけれども、赤平市における取り組みはどうであったか。経過や取り組みの内容をお聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 赤平市における取り組みの経過について答弁させていただきます。

現在赤平市が事業主体で平成23年度の4次補正予算の繰り越しで農業体質強化基盤整備促進事業が行われております。助成内容としては、区画整理で水路が伴わない区画拡大が11件で1,929万円、水路が伴う区画拡大で1件、276万円、暗渠排水では13件

で3,615万円、全体で17戸の農家が5,820万円の助成金を受け、市内業者や自力施工で基盤整備を進めております。現在の進行状況といたしましては、水路が伴わない区画拡大で94.6%の施工を完了し、水路が伴う区画拡大は100%完了しており、暗渠排水全体で93.1%の施工が完了している状況です。

また、この事業は、JAたきかわが事業主体ですが、当市がサポートし、農業者と協議し、現地を確認して調査設計と実施設計書を作成し、市内業者に発注、そして業者と打ち合わせや現地確認を行うなど、一日も早く完成を目指して事業を今現在進めておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

済みません、最初に赤平市と言いましたけれども、JAたきかわが事業主体でやっております。済みません。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 この事業それぞれ事業主体が市、または農業団体、または農業者のつくる団体とかというふうになっておりまして、今回は赤平、滝川、芦別地区で、3地区で約1億数千万の事業ということで、赤平で5,800万ということで、その地区を網羅したJAたきかわが事業主体という名前の中でやっておる事業だというふうに聞いております。

また、赤平市では農地面積が少なく、全市を網羅した改良区だとか水利組合がなく、今まで行われておりましたような数百ヘクタールを単位とするような過去の農業公共事業というのができない地域でありまして、今まではそれで個々の農家が自力で土地改良を行ってきたのが現状であります。過去に行われたとすれば道のパワーアップ事業で暗渠事業が行われたという程度でありまして、今回のような事業に17戸の農家が参加して、国庫補助5,800万円の事業が行われたということは画期的なことではなかったかなというふうに思っております。残念ながらこれ言われたようにほとんどが収穫後に行われたため、ことしのかつてない悪天候の中で事業が行われ

たということで来年度の作付が心配されるような圃場もありますけれども、事業主体が市町村、またはこういうことで、地元業者等の経済効果だとかそういうものがどの程度あったのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 地元業者への効果ですが、農地の基盤整備に初めて取り組む業者もあり、また全道、空知管内と事業が行われていることから下請や使用する機械などの手配が困難であり、さらには作付収穫後に行う事業であることから、議員が言われましたように天候にもすぐく恵まれていなく、大変苦慮して施工して行っている状況でありましたし、それでも業者に対しては一定の経済効果と技術の向上があったと思いますので、今回対応させていただきました。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 こういう事業というのは1年限りの事業というのもありますけれども、1年限りではないというふうに聞いております。今回の事業、国費助成でありながら市の負担が一切ない、全額国費であるということで、農業者みずから取り組むことができるし、地元の業者も少額事業ということで参画できる事業がこういうのはなかなかないのではないかとこのように思っております。また、反面事業の推進や管理、道や国との交渉など担当部署、農政課を中心として大変なご苦勞で、事務費となるような国からの手当てがない中で交渉しなければならぬ。大変なご苦勞をいただいておりますけれども、農業者の中には引き続き取り組みたいという意向があります、ことしの状況を見て。そういうことでありまして、今後の取り組みというのはどういふふうな取り進めを行うのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 今後の取り進めにつきましてですけれども、現在この事業の実施期間は平成23年から25年の3カ年事業でありまして、実際こ

の1年この事業に取り組み、対応していますが、測量、設計、施工と期間に無理があり、施工時期も悪く、部分的に来年度の作付ができるか心配するところも出てきています。

今後の基盤整備については、市や農協の受け入れ態勢がないと基盤整備に取り組んでいくことができないと思いますので、また国の来年度の予算を見てもみないとわかりませんが、解散前の平成25年度の概算要求の概要を確認しましたところ平成24年度と同額があり、また来年度の取り組みが取りまとめ等がまだ来ていない状況でありますし、市の予算が伴わない補助事業ですので、その事業を進めていくための体制や農業者の営農計画なども考えながらJAたきかわと協議して計画を立て進めていかないと、次年度以降の営農が大変苦勞することとなります。また、今後の取り組みについては、事業主体の農協と協議し、再度検討していきたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 農業政策というのが猫の目農政とよく言われておまして、こういう事業も今回の政治体制によっては今後どうなるかわからないという不透明さもありますけれども、まさにこういう赤平市に合った事業というのはやはりこれから進めていただきたいと思ひますし、農業者の希望も強いということで、本来であればこれ長期的に行っていただいて、現場の農業者も年次計画を立てて行えますし、仕事をする企業も長い事業があることによって技術の向上だとか工法の改善とか、いろいろな地元の普及効果があるのではないかというふうに思っておりますので、今後とも国の政策どうなるかわかりませんが、常にこういうのは現場と、それから情報を密にして取り進めていただきたいというふうに思ひまして、この質問を終わらせていただきたいと思ひます。

次、2番目でありますけれども、大綱の2の水道事業についてお伺ひしたいと思ひしております。水道の整備事業ということでお伺ひしたいというふ

うに思っております。水道の給水地域の拡大の考え方ということでお伺ひしたいと思ひますけれども、水道は企業会計という中で水道事業は給水人口の減少、当市は給水戸数の減少だとか老朽化などで大変ご苦勞なさっておられると思ひますけれども、市民が自宅に水道を引きたいとすれば、そもそも水道の給水区域になれば水道を引けないとなっておりますけれども、赤平市における水道給水区域外にある地域なり、戸数なり、どの程度あるのかお伺ひしたいと思ひます。

また、さらにその給水区域外に住むいわゆる水道の未普及地域の市民は、どのようにして水道を引くことができるのか、条件とか方法をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（獅畑輝明君） 上下水道課長。

○下水道課長（横岡孝一君） 水道の給水区域の拡大の考え方についてお答えをいたしたいと思ひます。

赤平市における水道給水区域外にある地域とその戸数等がどの程度あるかのご質問ですが、平成23年度末現在の数字ですが、行政人口1万2,282人に対し給水人口1万1,950人で、行政人口に対する普及率は97.3%であり、残りが未普及率2.7%となっております。このうち給水区域外の未普及地域の人口は171人で75世帯ございます。給水区域外の主な地域を申し上げますと、住吉町地域、エルム町地域、共和町及び幌岡町地域の一部ほかの地域であり、いずれも共通して言えることは住居が点在しており、人口密度の低い地域でございます。

また、給水区域外に水道を引くための条件と方法についてのご質問ですが、方法として給水区域外を給水区域に参入するために区域拡大の認可変更を行い、給水区域内にする必要がございます。そのためには対象地域におきまして多くの方の要望があり、かつ水利用が将来的にも見込まれ、水量、水圧、水質等技術的に問題を解決することができ、使用水量において水道事業として経営が成り立つことが可能であると判断ができて初めて水道を引くことができる条件がそろいます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 離れた農村地帯といえますか、共和、幌岡、住吉が主な地帯だと思いますけれども、共和地区や幌岡地区はそれぞれの住民が簡易水道を引いたりして対応しておりますし、地下水を使っても水質のいい水が出るというところでもありますけれども、特に住吉地区においての問題でありますけれども、住吉地区は地下水でほとんどが生活用水を賄っておる。山が小さいというか、沢水がないところでありまして、その地下水の水質が非常によくないということから長年ご苦労されております。住吉獅子会館、コミュニティセンターの改築の際、水源の確保で井戸を掘ったようでありますけれども、思うような水質の水が確保できていないという状況なので、現在においても飲み水などはそれぞれ会議のごとに持ち寄って行うというような状況の水質でありますから、それらを見ても住吉地区は市の水道に対する要望が非常に強く、過去にいろんな水道の布設の要請や陳情があったと思いますけれども、経緯などがわかっておりましたらお聞かせいただきたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 上下水道課長。

○下水道課長（横岡孝一君） これまでの住吉地区の水道布設の町内要望は、平成10年以降で申しますと10年、12年、15年、16年、直近では21年とありまして、このように近年たび重なる要望がございますことから、生活水の確保にご苦労されている地域の重要な課題として認識を持っており、それぞれ水道事業における現状や課題についてご回答をさせていただいた経緯がございます。

上下水道課においてこれまでも課題解決に向け検討していますが、現在住吉地区は認可上給水区域とはなっておりませんので、仮に給水区域に参入できたと考えた場合、どこの管から接続するかにもよりますが、JR横断、河川横断のための橋梁添架、道道横断、かんがい溝横断、地すべり地区の横断等、数多くの検討する課題がございます。また、配水管

の延長も長距離となり、いずれも多額の費用がかかる反面、住吉地域の世帯は現在35世帯の状況でございます。

当課としての考え方ですが、現在当市の人口は減少傾向が続いていること及び社会経済的に景気低迷が続いていることなどから給水収益が下がっており、また各水道施設において建設当時から年数が経過していることから更新時期に入ってきていることなど施設の改良費用が必要であることから、地方公営企業の独立採算制が原則の水道事業といたしまして投資効果の低い地域の整備は非常に困難な状況でございます。現時点での水道未普及地域に対する国庫補助事業はあるものの、対象事業メニューにはそれぞれ採択要件がございまして、合致しなければ対象とならないことから、これを単独事業として試算した場合かかった建設費の採算をとるだけでも管渠の法定耐用年数の数倍の期間がかかることから、費用対効果からいって効率的な整備とは言えず、経営が成り立つ見通しが立たないことから、住吉地区への水道布設は現実的には難しい状況にあると思います。生活水の水量確保、水質低下の改善策を水道事業に解決の手段として求めていくならば、今後社会財政が大きく変化し、実現可能な環境となる必要があります。したがって、早期解決は難しく、今後とも可能性を探っていくことの継続となります。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 これは、水道事業は公営企業会計という中で独立採算制がこれからますます求められていくということになりまして、費用対効果、今までありましたような投資などの経費がそれがまた水道料金にはね返るということであれば、こういう事業を展開するということは非常に難しいということは理解しなければならないかなというふうに思っておりますけれども、しかしながら平成17年度に厚生省が水道未普及地域において井戸利用により生活水を得ている場合が多いが、近年井戸の硝酸態窒素、亜硝酸態窒素による汚染、クリ

プトスポリジウム汚染等の懸念が高まっており、そのような地域において特に水道の普及が急がれるとの指摘がなされております。赤平も九十数%普及して、未普及人口というのは非常に少ないと言われておりますけれども、全国でもいまだ500万人程度の人口が水道普及されていない。また、これ公営企業としての事業が展開できないとすれば、住吉のこの生活用水、安心、安全な水の確保のためにはどのような方策があるのかお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 飲用水の確保は飲用井戸となりますので、市民生活課からお答え申し上げます。

まず、水質の件でございますが、現状の水質維持のためにも井戸周辺の衛生環境にご配慮いただきたいと思っております。また、安全、安心な飲み水の確保についてですが、現行では井戸の所有者による浄水器等での浄化対応になるかと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 要するに浄水器や何か等の対応だと思いますけれども、やはりあの地区は鉄分の非常に多い地帯でありまして、浄水器の寿命だとか水道管、井戸のポンプだとかというのは普通から見ると耐用年数が非常に短くて、三、四年しかもたないというような状況でありまして、ぜひとも水質改善が望まれるところでありまして、平成16年度までは各地区も要請をしておったわけですが、その後市の財政が厳しくなったということで、これは要請してもほとんど不可能でないかということで要請をやめたというような経過もあります。それで、これからも地区の生活の安全、安心の確保にぜひとも地域の方々と相談して、市の負担、また住民の負担も覚悟していると思っておりますので、これからよろしく取り扱っていただきたいというふ

うに思っております。特に隣の砂川の富平地区は、かつてエキノコックスの問題のときに補助事業を導入して、隣まで水道が来ておるわけなのです。そういうことから見ると、住吉地区はやはり水道未普及の孤立地帯のような感がありますので、その点を今後とも住民と相談なさって取り進められるように要望いたしまして、質問を終わりたいというふうに思っております。

今まで丁寧なご答弁ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第4 議案第135号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、
日程第5 議案第136号赤平市税条例の一部改正について、
日程第6 議案第137号赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正について、
日程第7 議案第142号赤平市防災会議条例及び赤平市災害対策本部条例の一部改正についてを一括議題と
いたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、太田委員長。

○総務文教常任委員長（太田常美君）〔登壇〕
審査報告を申し上げます。

平成24年12月11日、総務文教常任委員会に付託されました議案第135号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第136号赤平市税条例の一部改正について、議案第137号赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正について、議案第142号赤平市防災会議条例及び赤平市災害対策本部条例の一部改正について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成24年12月12日、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の決定は、いずれも全会一致で原案どおり可決しました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第135号、第136号、第137号、第142号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 議案第138号赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、日程第9 議案第139号赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、日程第10 議案第140号赤平市都市公園条例の一部改正について、日程第11 議案第141号赤平市市営住宅条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。社会経済常任委員会、植村委員長。

○社会経済常任委員長（植村真美君）〔登壇〕
審査報告を申し上げます。

平成24年12月11日に社会経済常任委員会に付託されました議案第138号赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第139号赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第140号赤平市都市公園条例の一部改正について、議案第141号赤平市市営住宅条例の一部改正について、以上

4案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成24年12月12日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第138号、第139号、第140号、第141号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 調査第5号市立病院病棟建替についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。市立病院病棟建替調査特別委員会、北市委員長。

○市立病院病棟建替調査特別委員長（北市勲君）

〔登壇〕 調査第5号市立病院病棟建替についての報告を申し上げます。

調査の経過について申し上げます。市立病院病棟建替調査特別委員会は、平成24年9月25日、本会議において市立赤平総合病院の老朽化した病棟の建てかえについて調査を行うことを目的に設置されました。設置されて以来計5回、平成24年9月25日、10

月5日、10月17日、10月25日、11月20日にわたり市立赤平総合病院の経営状況、病棟の現状と建てかえの必要性、建てかえにおける収支計画、住民懇談会における住民の声、他院の病棟視察等を検証し、集中的かつ包括的に調査を行いました。

委員会の意見を申し上げます。現在の病棟は、昭和39年に建設され、50年近く経過しておりますが、老朽化が著しく、例年多額の修繕料を計上し、現状のままでは近い将来大規模修繕が見込まれている。また、設備、構造も現代の医療及び看護体制には適しておらず、特に男女共用のトイレにおいては入院環境を劣悪なものとしております。病棟については、当市の医療体制の確立には不可欠であり、また中空知医療圏域においても急性期医療を補完する亜急性期機能を担うことが期待されており、病棟の建てかえは今後の安定的な病院経営を目指す上で至当とする判断に達した次第であります。

しかし、その一方で過去と同じ財政悪化を懸念する市民は少なくなく、期待と不安が交錯していることは承知のことです。建てかえに当たっては、決して華美にならず、清潔で安全、安心な身の丈に合った病棟建てかえを切望するものであり、今後の具体的事項については所管の常任委員会において検討することとし、適宜報告されたい。

これをもって市立病院病棟建替調査特別委員会の調査事項については、目的を達成したので、本報告を最終報告といたします。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、委員長報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告どおり承認されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 議案第144号平成24年度赤平市一般会計補正予算、日程第14 議案第145号平成24年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第15 議案第146号平成24年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第16 議案第147号平成24年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第17 議案第148号平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第18 議案第149号平成24年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第19 議案第150号平成24年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第20 議案第151号平成24年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第144号平成24年度赤平市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,581万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,279万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。追加といたしまして災害復旧事業の限度額を440万円と定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節2老人福祉費負担金として64万8,000円の増額であります。養護老人ホームの入所

者の増加等から老人保護措置費に充当されるものであります。

同じく目2農林水産業費負担金として9万円の増額であります。給与改正に伴う基幹水利施設管理費に充当されるものであります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、節3住宅費国庫補助金として108万円の増額であります。あんしん住宅助成事業のうち除却費に対する50%が社会資本整備総合交付金として充当されるものであります。

款14道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費道補助金、節2林業費道補助金として294万7,000円の減額であります。森林環境保全整備事業費の減額によるものであります。

款15財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入として60万円の増額であります。本年度廃止した寿の家文京老人クラブの土地売却によるもので、売却価格につきましては建物の除却費用を相殺しております。同じく節3立木売払収入として95万2,000円の減額であります。森林環境保全整備事業費の減額によるものであります。

款18繰越金として1,569万5,000円の増額であります。今回の補正予算による歳入不足額を計上するもので、補正後における未計上の繰越金額は2億1,590万4,000円となります。

款19諸収入、項5雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入、節2空知産炭地域新産業創造等事業助成金収入として1,720万円の増額であります。産炭地域新産業創造等事業助成金補助金に充当するものであります。

款20市債、項1市債、目6災害復旧債、節1河川災害復旧債として440万円の増額であります。河川災害復旧工事に充当されるもので、元利償還金の約50%が地方交付税で算入されます。

次に、歳出であります。6ページをお願いいたします。款1議会費として5万円の増額であります。慶弔による支出の増加により交際費を補正する

ものであります。

8ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目7財産管理費、節13委託料として17万9,000円の増額であります。歳入でも申し上げました市有地の売却に伴い、敷地境界ぐいを設置するための市有地分筆測量委託料を補正するものであります。

10ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節20扶助費として517万円の増額であります。養護老人ホームの入所者が当初見込みより1名増加したほか、1人当たり単価の増額によるものであります。

12ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目3子育て支援センター費として3,000円の増額であります。嘱託職員の標準報酬月額階層引き上げ等による社会保険料を補正するものであります。

14ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目7基幹水利施設管理費として10万5,000円の増額であります。給与改正によるものであります。

16ページをお願いいたします。同じく項2林業費、目2林業振興費、節15工事請負費として462万7,000円の減額であります。全国的に国内の木材の引き受け手がなく、森林環境保全整備工事として皆伐及び造林のための工事費が減少となったもので、歳入におきましても道補助金並びに立木売払収入が減額となっております。

18ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節19負担金補助及び交付金として1,720万円の増額であります。霊芝栽培事業に必要なビニールハウスの増設等を整備する企業に対して産炭地域新産業創造等事業助成金として対象事業費の3分の2を補助するもので、本経費については全額空知産炭地域新産業創造等事業助成金収入が充当されます。

20ページをお願いいたします。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節19負担金補助及び

交付金として397万円の増額であります。あんしん住宅助成金として22件の増加を見込むものであり、除却費に対する50%が社会資本整備総合交付金として充当されます。

22ページをお願いいたします。同じく項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費として206万円の増額であります。本年9月12日の豪雨により被害が発生し、降雨量が国の災害基準とならない道路補修工事を本予算科目において計上するもので、布団かご、土のう等により吉中線の路肩復旧基線ののり面復旧を行うものであります。

同じく目4道路新設改良費として11万9,000円の増額であります。給与改正等によるものであります。

24ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目2地域住宅建設費として35万4,000円の増額につきましても給与改正等によるものであります。

26ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18備品購入費として31万6,000円の増額であります。救助工作車のエンジンカッターの故障により更新するものであります。

28ページをお願いいたします。款10教育費、項3小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費として300万円の増額であります。平岸小学校屋内体育館の暖房については廃校となった学校の暖房機を移転して活用しておりましたが、老朽化によって更新するものであります。

30ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金として総額643万5,000円の減額であります。目9病院事業会計繰出金以外については主に給与改正、人事異動並びに特別会計での繰越金の計上によるものであります。また、病院事業会計繰出金として286万4,000円の増額であります。病棟建てかえを行うための耐震診断委託料の一般財源相当額478万8,000円、酸素吸引アウトレット増設工事54万6,000円、薬用冷蔵ショーケースの更新39万4,000円の計572万8,000円の2分の1を繰り出しルールとして一般会計が負担するものであります。

32ページをお願いいたします。款13職員給与費として991万3,000円の増額であります。本議会における職員の給与に関する条例の改正や人事異動並びに職員手当等の変更に伴うものであります。

34ページをお願いいたします。款15災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1河川災害復旧費、節15工事請負費として443万7,000円の増額であります。9月12日の豪雨による国の災害基準による災害復旧工事として滝の川、富士の川、幌倉川並びに右御料川について布団かご、土のう等により河川復旧を行うもので、本経費に対して災害復旧債を充当するものであります。

次に、議案第145号平成24年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,568万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款2国庫支出金、項1国庫負担金、目3特定健康診査等負担金、節2過年度分として1万円の増額、款5道支出金、項1道負担金、目2特定健康診査等負担金、節2過年度分として1万円の増額につきましては、平成23年度の特定健康診査等負担金の決算によるものであります。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として131万9,000円の増額であります。給与改正並びに人事異動等による補正であります。

次に、歳出であります。6ページをお願いいたします。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金として1,000円の増額であります。平成23年度の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の

確定による返還金を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。款11職員給与費として133万8,000円の増額であります。給与改正並びに人事異動等に伴う補正であります。

次に、議案第146号平成24年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,229万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として210万6,000円の減額であります。主に平成23年度決算による剰余金を繰越金として計上したことによるものであります。

款3繰越金として223万9,000円の増額であります。平成23年度決算に基づく剰余金を全額計上するものであります。

款5広域連合支出金、項1広域連合交付金、目1高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として2万5,000円の増額であります。高齢者医療制度を周知するための印刷製本費等に充当するものであります。

次に、歳出であります。6ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として15万8,000円の増額であります。主に給与改正等によるものであります。また、節11需用費の印刷製本費として2万4,000円、節12役務費の通信運搬費として2,000円の増額であります。歳入でも申し上げたとおり高齢者医療制度の周知を図るため広報あかびらへの掲載並びにパンフレットを郵送する費用で、高齢者医療制度円滑運営臨時特例

交付金が充当されます。

次に、議案第147号平成24年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,635万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として855万2,000円の減額であります。主に平成23年度決算による剰余金を繰越金として計上したことによるものであります。

款5繰越金として941万6,000円の増額であります。平成23年度決算に基づく剰余金を全額計上するものであります。

次に、歳出であります。6ページをお願いいたします。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1一般管理費として9万8,000円、目2公共下水道事業費として22万8,000円、目4公共下水道維持管理費として53万8,000円の増額であります。給与改正等によるものであります。

8ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目2利子につきましては、財源補正を行うものであります。

次に、議案第148号平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,810万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります、款2寄附金、項1寄附金、目1愛真ホーム施設運営寄附金として200万円の増額であります、個人1名からの寄附によるものであります。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として160万8,000円、同じく項2基金繰入金、目1愛真ホーム管理運営基金繰入金として624万6,000円の減額であります、主に繰越金の計上によるものであります。

款4繰越金として1,081万6,000円の増額であります、平成23年度決算に基づく剰余金を全額計上するものであります。

次に、歳出であります、6ページをお願いいたします。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費として495万3,000円の増額であります、主に給与改正のほか臨時職員及び嘱託職員の増員並びに正職員の減員に伴うものであります。また、節25積立金として717万6,000円の増額であります、今回の愛真ホーム施設管理費における歳入歳出の差し引き補正額を愛真ホーム管理運営基金に積み立てるものであります。

8ページをお願いいたします。款2サービス事業費、項3介護予防支援事業費、目1介護予防支援事業費として8,000円の増額であります、主に嘱託職員の標準報酬月額の高層引き上げ等によるものであります。

10ページをお願いいたします。款4予備費につきましては、財源補正を行うものであります。

次に、議案第149号平成24年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

629万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,241万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります、款2国庫支出金として134万7,000円、款3道支出金として67万3,000円、款4支払基金交付金として150万8,000円の増額であります、今回の歳出補正予算に伴い決算見込み額により財源を補正するものであります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として164万8,000円の増額であります、給与改正等のほか介護保険システム改修委託料分を補正するものであります。

同じく項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として111万5,000円の増額であります、今回の補正による歳入不足額を計上するものであります。

次に、歳出であります、6ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として97万5,000円の増額であります、給与改正等による補正のほか介護認定ソフトの改定により介護保険システム改修委託料を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。款2保険給付費につきましては、財源補正を行うものであります。

10ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1二次予防事業費として12万1,000円の増額であります、給与改正等によるものであります。

同じく目2一次予防事業費として506万3,000円の増額であります、給与改正等並びに人事異動に伴う補正のほか報償費で計上されていた運動教室の講師謝礼を地域型介護予防事業委託料に振りかえるものであります。

12ページをお願いいたします。同じく項2包括的

支援事業・任意事業費、目1 包括的支援事業費として13万2,000円の増額であります。給与改正等によるものであります。

次に、議案第150号平成24年度赤平市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成24年度赤平市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。支出といたしまして、第1款水道事業費用の補正予定額206万3,000円を減額し、3億306万4,000円といたします。

第3条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額206万1,000円を減額し、4,022万8,000円といたします。

2ページをお願いいたします。平成24年度赤平市水道事業会計予算実施計画書について申し上げます。収益的収入及び支出につきまして、まず支出であります。款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費として309万1,000円の減額であります。給与改正並びに人事異動等によるものであります。

同じく目4総係費として102万8,000円の増額であります。給与改正等によるものであります。

3ページの資金計画、4ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

6ページからは予定貸借対照表であります。7ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益剰余金のうち当年度純利益は400万8,000円となり、利益剰余金合計として1億7,024万円を見込むものであります。

議案第151号平成24年度赤平市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成24年度赤平市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出

の予定額を次のとおり補正いたします。支出といたしまして、第1款病院事業費用の補正予定額343万円を減額し、20億2,760万9,000円といたします。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入といたしまして、第1款資本的収入の補正予定額525万7,000円を増額し、2億1,838万2,000円といたします。

支出といたしましては、第1款資本的支出の補正予定額812万1,000円を増額し、4億4,422万円といたします。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の2億2,583万8,000円は、当該年度分損益勘定留保資金1億1,047万4,000円及び流動資産1億1,536万4,000円で補填するものといたします。

第4条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額343万円を減額し、11億9,722万6,000円といたします。

第5条、予算第8条として次の事項を加えます。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めます。病棟建てかえ基本設計の期間を平成24年度から平成25年度、限度額2,188万1,000円といたします。

次に、2ページをお願いいたします。平成24年度赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出につきまして、支出であります。款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費として343万円の減額であります。このたびの給与改正に伴う増額のほか准看護師の退職等に伴う減額を差し引いた額を補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の款1資本的収入、項2出資金、目1他会計出資金として286万4,000円の増額であります。固定資産購入及び耐震診断実施に伴う一般会計出資金の増額補正であり、同じく項5補助金、目1国庫補助金として239万3,000円の増額補正につきましては、耐震診断費の3分の1を社会資本整備総合交付金として見込むものであります。

次に、支出であります。款1資本的支出、項1

建設改良費、目1固定資産購入費として94万円の増額であります。一般病床の稼働率の増加に伴い酸素吸引アウトレットの増設工事及び薬用冷蔵ショーケースの更新によるものであります。

同じく目2耐震診断費として718万1,000円の増額であります。病棟及び旧精神科病棟の耐震診断を委託するものであります。

次の3ページの資金計画書、4ページの給与費明細書並びに6ページの債務負担行為に関する調書、7ページの貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第144号から第151号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。菊島議員。

○8番（菊島好孝君） ただいまの一般会計の中の教育費の部分で、補正予算の教育費、28ページ、29ページでございますけれども、学校管理費の小中学校教育の推進ということで平岸小学校の老朽化による300万円というふうに聞いております。これについては、どのような施設整備工事が行われていくのか、簡単でよろしいので、ご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 平岸小学校の体育館の暖房設備であります。平岸小学校の暖房設備はことしの2月に故障しまして、閉校した学校からの補助暖房、暖房機を2基設置していたのですが、最近になって冬期間フルに稼働しても室温が15度程度しか上がらないということで、体育館ぐらいではいいのですが、集会等の学級活動とかそういったことでは児童の健康上に問題があるという申し出がありまして、我々としてもそういったことを協議しましたが、統合の話もあったのですが、まだ二冬あるということで、子供の健康を考えて暖房機を増設するというところで本会議に予算要望を行っているところであります。よろしくお願

います。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君） その暖房機というのは、何台ぐらい設備をしなければいけない状態なのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 私どもで考えているのは、2台を設置したいと考えております。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） 私のほうから1点伺いたいと思います。

11ページの老人福祉費、これ517万予算補正ついたのですけれども、財源的には特定財源として負担金64万8,000円に対して一般財源が452万2,000円と。そこで、先ほども説明されたのですが、1人当たり200万ぐらい措置費がかかっていると、それで1名増加ということですが、年間200万といたら結構な金額だと思ってしまうので、その1人当たりの200万にかかっているその内訳です。

それと、これからこういった措置費はまだまだふえていくものではないかなと思いますけれども、所得制限がある方たちなのか、それともどういった方々がこの赤平の中で住まわれなくて、養護老人ホームはないからだということなのですか、その点ちょっともう少し具体的に教えてください。伺います。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 措置の関係でご質問をいただきました。これは、いわゆる養護老人ホームに施設入所をされる方の費用ということで市が負担している分ということでございます。この措置制度については、昭和38年から老人福祉法に基づきましてとられている制度でございます。身体上、精神上、環境上、経済上の理由等により自立した生活ができない方を対象に、そういった在宅から養護老人ホーム等に施設入所をしているということでございます。

費用の内訳といたしましては、施設によって若干

差はございますが、主なものとしましては施設の運営費などに当たります事務費、それに食費だとか日常生活にかかわる生活費、さらには移送費、それと最終的には葬祭などの関係しています葬祭費というこの4つの項目になっております。施設によりましては、総額で170万程度から210万程度ということで、その施設の規模もしくは入所者の数によって変動がございます。その大きな部分については、その事務費の部分がやはり差が大きいということになります。やはり現在この養護老人ホームというのはある程度介護のない状態の方がいる施設ということになりますので、年齢を重ねることによってそこでは生活ができないということで結構入退所の移動がございます。最終的には特養だとかそういった施設に移られる方が非常に多いということですので、そういった中で結構あきもあるような状態ということになりますので、やはり各市町村ごとの条例で定められたこの事務費の部分については、その入所状況によって、いわゆる人数によってその総額の費用を割るということになりますので、その辺の開きがかなり大きくなってくるのではないかなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） 昭和38年からと、随分古い施策だったのですね。介護保険が入る前からできているということなのですから、結局介護保険にも頼らない人方なのですね。介護保険の施設に行く手前の方々でもあるのですね。こういう方々は、この措置費で一人頭運営費から食費から移送費から事務費から全部全て受けていくということなのですね。自己負担は一円もないのですね。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 失礼しました。その部分についてちょっとお答えをしておりませんでした。

施設入所対象になる方は、私どもの赤平の場合は生活保護受給者が非常に多いのですが、39階層に分

かれまして、その方の所得の状況、あるいは税の課税状況によって本人もしくはその扶養義務になる方、そういった方の自己負担というのがございますが、やはり本人負担をもらっている方というのは非常に人数限られて、少ないというような、ほとんどの方は自己負担分はゼロということになっております。そういった部分について自己負担のできる方が多いとやはり市の負担も減ってはくるのですけれども、現状としてはなかなかそういう方はいらっしゃらない。また、当然生活保護の方が多いということになれば扶養義務になられる方もいないというケースが非常に多いということもあまして、負担分がその分ふえているというのが現状でございます。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） これで終わりますけれども、そしたらそうなりますとやっぱり今後高齢化になってきますから、こういった方々がまずふえていくという想定で間違いないですよね。どうですか、担当のほうで。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 現状高齢化が赤平は非常に進んでおりますので、そういった方々というのは今後もふえていくという要素はあろうかと思っております。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第144号、第145号、第146号、第147号、第148号、第149号、第150号、第151号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第144号、第145号、第146号、第147号、第148号、第149号、第150号、第151号について

は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第144号、第145号、第146号、第147号、第148号、第149号、第150号、第151号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第21 議案第152号赤平市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。北市議員。

○9番(北市勲君) [登壇] 議案第152号赤平市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきまして、赤平市議会会議規則第14条の規定により、多数賛成者の署名を付してご提案申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、自治法上での委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めておりました事項が条例に委任されましたことにより改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙対照表のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第152号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第152号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第152号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第22 議案第153号赤平市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。北市議員。

○9番(北市勲君) [登壇] 議案第153号赤平市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきまして、赤平市議会会議規則第14条の規定により、多数賛成者の署名を付してご提案申し上げます。

地方自治法上公聴会の開催、参考人の招致は、委員会のみが認められておりましたが、地方自治法の

一部を改正する法律の施行に伴いまして、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致ができることとなりました。これにより公聴会、参考人の7条から成る節を追加し、それに伴う条の繰り下げや字句の改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙対照表のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の赤平市議会会議規則第102条第2項の規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第153号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第153号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第153号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第23 議案第154号証人等のため出頭した者に対する費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第154号証人等のため出頭した者に対する費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方自治法の改正により議会の本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとなり、今般赤平市議会会議規則が改正されましたが、この法改正に伴い引用しております法の条項が改められましたこと等から改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。今般の地方自治法の改正は、改正した条項により公布の日から施行するものと政令で定める日から施行するものとがございますことから2条に分け条例を改正するもので、第1条関係でございますが、地方自治法の第100条や第115条の2に関する改正につきましては公布の日から施行されることとなっております、このことなどから条例の目的を規定してございます第1条中の第1号から第6号までの字句を改めるものでございます。

第2条関係につきましては、地方自治法の第109条や第109条の2に関する改正は、政令で定める日から施行するとされており、第1条関係で改正いたしました第1条の第3号及び第4号中の字句の改正や削除を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第154号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第154号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第154号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第24 議案第155号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 議案第155号人権擁護委員の推薦につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在人権擁護委員としてご活躍いただいております川 嗣氏が明年3月31日をもちまして任期満了となるため、後任の推薦につきましては札幌法務局長より依頼がありましたので、下記の者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

川 嗣氏につきましては、平成19年4月のご就任以来基本的人権の擁護、人権思想の普及、高揚を図るためご活躍を賜り、その情熱とご功績に対し深く感謝と敬意を表するものでございます。

議案第155号人権擁護委員の推薦について、下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、福島賢一、生年月日、昭和27年7月24日、現住所、赤平市宮下町1丁目1番地でございます。

なお、任期は明年4月1日からでございますが、札幌法務局を經由し、法務大臣の任命行為となりますので、本定例会でご意見を賜らなければ時間的余裕がございませんことをご理解いただきたいと存じます。

福島賢一氏の経歴につきましては、お手元の参考資料のとおりでございます。人格、識見ともに高く、また地域の方々の信望も厚い方で、人権擁護委員として適任と考えますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第155号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第155号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第155号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第25 意見書案第28号
中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書を
議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。北市議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 説明省略との声があります
ので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております
意見書案第28号については、会議規則第36条第3
項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第28号については、委員会の付
託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第28号について採決をいたし
ます。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第26 請願、陳情に関
する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、
陳情については、別紙配付のとおり各常任委員会及
び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、
各常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査
することに決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第27 閉会中継続審査
の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につ
き会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査
の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、
閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継
続審査に付することに決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 以上をもって、本日の日程
は全部終了いたしました。

これをもって、平成24年赤平市議会第4回定例会
を閉会いたします。

(午後 0時16分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)